

忠岡町第5次障がい者計画の考え方

令和8年8月

1 障がい者計画とは？

障がい者計画は、市町村に策定が義務づけられています。

障害者基本法

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3計画の関係

障がい者計画

今後の障がい者福祉に関する行政運営の指針となる計画

根拠法：障害者基本法第11条第3項

障がい福祉計画

障がい福祉サービスなどの提供体制の確保に関する計画

根拠法：障害者総合支援法第88条

障がい児福祉計画

障がい児通所支援などの提供体制の確保に関する事項を定める

根拠法：児童福祉法第33条の20

2 第4次計画は？

第4次計画は7本の柱を位置づけています。

将来像：つながる つどう 自分らしく暮らせるまち ただおか

基本目標1	ともに生きる地域づくり
→	施策1 障がいのある人に対する理解と差別解消
→	施策2 地域での交流や支えあい活動の促進
→	施策3 権利擁護の推進
基本目標2	保険・医療の充実
→	施策1 障がいの早期発見・早期療育
→	施策2 こころと体の健康づくりの推進
→	施策3 地域医療・医学的リハビリテーションの充実
基本目標3	障がいのある子どもの生きる力の育成
→	施策1 就学前保育の充実
→	施策2 教育体制の充実・教育環境の整備
→	施策3 障がい児サービスの充実
基本目標4	雇用・就業、経済的自立の支援
→	施策1 雇用の促進
→	施策2 福祉的就労の促進
→	施策3 各種手当等による経済的支援の推進
基本目標5	社会参加の促進
→	施策1 生涯学習の充実
→	施策2 スポーツ・レクリエーション活動の充実
→	施策3 社会活動・地域活動等への参加促進
基本目標6	生活支援の充実
→	施策1 相談支援・ケアマネジメント体制の充実
→	施策2 わかりやすい情報提供・意思疎通支援
→	施策3 障がい福祉サービスの充実・質の向上
→	施策4 手帳を持たない「障がい」のある人への支援
基本目標7	生活の安全・安心の確保
→	施策1 人にやさしいまちづくり・移動手手段の確保
→	施策2 暮らしやすい住まいの確保
→	施策3 消費者トラブルの防止・防犯対策の推進
→	施策4 災害時支援等防災対策の推進

3 国の計画は？

国は「何をしてあげるか」から、「本人がどう暮らしたいか」へ

国の「障害者基本計画（第5次）」（令和5～9年度）では、障がいのある人を、単に支援を受ける人としてではなく、自らの生活を選び、社会に参加する主体として捉える考え方が一層明確になっています。

特に、第5次計画では「自立した生活の支援・意思決定支援の推進」が独立した分野として位置づけられています。本人の自己決定を尊重し、意思を決めたり伝えたりすることが難しい場合にも、必要な支援を行いながら、本人が望む暮らしの実現をめざすことが基本となっています。

4 大阪府の計画は？

「福祉サービス」からではなく、「暮らし」から考える

「大阪府第5次障がい者計画」（令和3～8年度。令和6年3月に中間見直し）では、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念としています。

特徴的なのは、行政の施策や制度ごとに考えるだけでなく、障がいのある人の実際の生活場面から施策を考えていることです。

例えば、「地域やまちで暮らす」「学ぶ」「働く」「楽しむ」「こどもとして育つ」など、本人の暮らしに沿って施策をとらえています。

5 次期計画のキーワード「意思決定支援」とは？

「自分で決められる人」だけが自己決定するものではありません

これまで障がい者福祉では、「自己選択・自己決定」が大切にされてきました。

しかし、「自分で決めてください」と言われても、選択肢を知らなかったり、経験したことがなかったり、自分の気持ちを言葉で伝えることが難しかったりする人もいます。

そこで重視されるようになってきたのが、「意思決定支援」です。

厚生労働省のガイドラインでは、本人ができる限り自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思を確認し、それが難しい場合には本人の「意思及び選好」を推定していくことまでを意思決定支援としてとらえています。

忠岡町第5次障がい者計画では、この「意思決定支援」の視点を生活場面ごとに掘り下げていきたいと考えています。

「意思決定支援」をめぐる法制度整備の流れ

年度	法・制度	意思決定支援との関係
平成 23 年(2011)	障害者基本法改正	法律に「意思決定支援」の考え方が導入される。
平成 26 年(2014)	障害者権利条約批准	本人主体・自己決定が国際的義務となる。
平成 29 年(2017)	意思決定支援ガイドライン策定	障害福祉サービス事業者向けの指針が初めて示される。
令和 5 年(2023)	第5次障害者基本計画	本人中心支援・意思決定支援を重点施策として位置付ける。
令和 6 年(2024)	第 7 期障害福祉計画 開始・報酬改定	運営基準や個別支援計画等に意思決定支援の考え方が本格的に反映される。
令和 8～9 年	ガイドライン第2版	実践方法を具体化。